

第5回税制調査会議事録

日 時：平成26年2月13日（木）13時30分～

場 所：財務省第3特別会議室（本庁舎4階）

○中里会長

ただいまから第5回税制調査会を開会します。

本年最初の税制調査会になりますので、どうぞよろしく申し上げます。

最初に報告させていただきたいことがあります。当調査会の特別委員でおられた岡村幸四郎川口市長が、大変残念なことです。昨年12月25日に急逝されました。心より御冥福をお祈り申し上げます。

本日付で、岡村前市長に替わり、森博幸鹿児島市長が特別委員に任命されました。

森特別委員から一言御挨拶を頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

○森特別委員

ただいま御紹介を賜りました、鹿児島市長の森です。

これから皆様方と一緒にあって、私は地方自治体の立場から、いろいろと御意見を申し上げたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○中里会長

ありがとうございます。これからどうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、大変お忙しいところ、西村内閣府副大臣、愛知財務副大臣、関口総務副大臣に御出席をいただいています。

それでは、まず西村内閣府副大臣から御挨拶を賜ればと思います。よろしく申し上げます。

○西村内閣府副大臣

内閣府で経済財政政策を担当している西村康稔です。よろしくお願い申し上げます。

本日は、中里会長、神野会長代理をはじめ、委員の皆様方には、お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。また、こうして御挨拶の機会もいただき、ありがとうございます。

今日から法人税改革の議論が本格化すると伺っています。御案内のとおり、国際的にみると、我が国の法人税は非常に高い水準で、日本経済がグローバル化していく中で、法人税改革は避けては通れない課題だと認識しています。総理もダボス会議の基調講演で、「本年、さらなる法人税改革に着手いたします。」と述べられています。

御案内のとおり、イギリスも2015年4月までに法人税率を現行の23パーセントから20パーセントまで引き下げる予定にしている、アメリカも、オバマ大統領が連邦の法人税率を35パーセントから28パーセントに引き下げ、さらに製造業には25パーセントの優遇税率を適用することを提案しています。本年の一般教書演説でも、引き続き、この引下げに言及されています。また、高いと言われているフランスでも、オランダ

大統領が年頭記者会見で、法人税の改革に言及されています。こうした世界のグローバルな状況の中で、日本の法人税をどのように改革していけばいいのか、ぜひ御議論をいただければと思います。

経済財政諮問会議でも、前回、対日直接投資の促進を議論する中で、法人税率の引下げについて議論され、もちろん対日投資を増やす観点から、法人税だけがポイントになるわけではなく、他の要素もありますが、法人税率の高さも障害の大きな一つだという認識の下で、今後、検討するという方向性の意見が出されています。

総理からも、実効法人税率の引下げを行った各国の事例をよく検証・分析するようにと、ということで、ヨーロッパでは、法人税を下げたが、税収が増えている事例もありますので、そうしたところの分析を、我々も、ぜひ行っていきたいと思っています。

いずれにしても、今後、経済財政諮問会議で議論をしてまいりたいと思いますし、必要に応じて、また政府税調の場にも御報告をさせていただければと思います。

この税率のあり方を考える際に、税率の引下げによる成長によって、税収が増えるという視点、課税ベースの拡大についてどう考えるか、社会全体がいろいろと変化をしてくれていますので、それに合わせた税制全体の構造改革も、分析を加える必要があると思っています。専門的、多角的な見地から、専門の先生方に御議論いただき、良い方向性を出していただければと思います。

簡単ですが、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○中里会長

ありがとうございました。

次に愛知財務副大臣から御挨拶を賜ればと思います。よろしくお願い致します。

○愛知財務副大臣

財務副大臣の愛知治郎です。

本日は、お忙しい中、多くの委員・特別委員の皆様方に御出席をいただきました。改めて厚く御礼を申し上げます。

平成26年度税制改正については、昨年末に大綱を決定し、先般2月4日に国会に法案を提出させていただきました。

今回の税制改正は、デフレ脱却・経済再生に向けた経済の好循環の実現をサポートし、同時に税制抜本改革を着実に実施するものです。これにより、経済状況の好転をさらに盤石なものとし、持続的な経済成長につなげていく所存です。

また、経済再生・デフレ脱却と財政健全化の両立を図り、社会保障・税一体改革を実現していくための平成26年度予算案を国会に提出させていただいたところでもあります。平成26年度税制改正、平成26年度予算案の内容については、後ほど事務方より報告させていただきます。

さらに我が国の財政状況、また、法人課税に関する最近の動きについても、事務方から報告させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、政府税制調査会におかれましては、中里会長、神野会長代理をはじめ、委員各位の皆様方の充実した御審議をお願いして、簡単ですが、私の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○中里会長

愛知副大臣、ありがとうございました。

引き続き、関口総務副大臣、よろしく申し上げます。

○関口総務副大臣

総務副大臣の関口昌一です。

本日は、大変お忙しい中、中里会長、神野会長代理をはじめ、多数の委員の皆様方に御出席をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

地方税におきましても、平成26年度税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律案を2月7日に閣議決定し、国会に提出させていただいたところです。

この法案では、税制抜本改革を着実に実施する観点から、地域間の税源の偏在性を是正して、財政力格差の縮小を図るための地方法人課税の見直しや、自動車取得税の税率の引下げ、さらに軽自動車税の税率の引下げ等の車体課税の見直しを行うことにしています。

また、同日に、地方交付税法の一部を改正する法律案や、来年度の地方団体の歳入・歳出の総額の見込みを定めた平成26年度地方財政計画についても提出しています。

総務省としても、地方・地域の元気なくして国の元気はないという考えの下、魅力あふれる地域を作ることができるよう、地方分権をさらに推進して、その基盤となる地方税の充実に努めるとともに、地域間の税源偏在の小さい地方税体系の構築に努めていきたいと思えます。

本日の税制調査会は、第5回目ですが、平成26年度税制改正案、平成26年度予算案、法人課税がテーマになると伺っています。法人課税を議論するに当たっては、地方財政に与える影響、すなわち地方の法人二税のみならず、国の法人税が地方交付税の原資となっていることに十分御留意をいただき、御審議をいただければと思います。

委員の皆様方の専門的、多角的な御知見を十分に発揮していただき、積極的な議論をしていただきますよう、心からお願い申し上げます、挨拶に代えさせていただきます。よろしく申し上げます。

○中里会長

関口総務副大臣、ありがとうございました。

それでは、本日の会議の流れを簡単に説明します。

最初の議題は、「平成26年度税制改正について」で、昨年末にまとめられた平成26年度税制改正の内容について御説明をいただきます。次の「平成26年度予算及び財政状況について」では、昨年末にまとめられた平成26年度予算案の概要及び我が国の財政状況について、主計局から御説明いただきます。三つ目の議題は、「法人課税をめ

ぐる議論について」で、ここでは法人課税に関する最近の動きを紹介していただきます。最後の議題ですが、「法人課税DGの開催について」ということで、前回の総会の結びに、次回の総会のときに次なるテーマについて相談させていただきたいと、申し上げていましたが、その関連で、法人課税ディスカッショングループ（以下、「法人課税DG」という。）の開催について、皆様にお諮りしたいと考えています。

それでは、カメラの方は御退室をお願いします。

（カメラ退室）

○中里会長

それでは、初めの議題「平成26年度税制改正について」に入ります。

昨年12月24日に閣議決定された平成26年度税制改正の大綱等に沿って、財務省から、平成26年度税制改正の概要について、国税、地方税を併せて御報告をお願いします。

それでは、住澤主税局調査課長、よろしくをお願いします。

○住澤主税局調査課長

それでは、カラーのA4横刷りの「好循環実現のための税制改正等」を御覧ください。この1枚紙で全体を鳥瞰しながら、参考資料の一部を使い、ポイントを絞って御説明申し上げます。

昨年1年間は、政権交代後もあり、税制改正作業が年間に3回行われました。平成25年度の税制改正を1月に党でお決めいただき、秋には10月1日に消費税率の8パーセントへの引上げの確認をしていただく際に、投資減税等の税制改正について、これも党で御議論いただき、決定いただいています。その内容を含めて、平成26年度の税制改正として12月に取りまとめいただきましたが、三度に渡る税制改正の内容を一覧できるように示したものが、A4の1枚紙です。様々な観点からの改正を行ってきましたが、一つには、雇用・所得・消費を拡大する視点、そして、民間投資を活性化させ、地域経済の活性化、あるいは中小企業への支援を通じて、経済の好循環を実現していくための税制改正に、年間を通して取り組んできたこと、それと併せて、一昨年の税制抜本改革法の規定も踏まえて、消費税率の8パーセントへの引上げの確認を行うとともに、様々な抜本改革の宿題に取り組んできたというのが、この間の姿です。

雇用・所得・消費のところで、大きな柱となる新しい改正ですが、所得拡大促進税制の拡充が、昨年末に決まっています。参考資料の2ページです。所得拡大促進税制は、平成25年度の税制改正で創設したもので、平成24年度、基準年度の所得に対して、給与の支給額が5パーセント以上増加した場合、増加した額の10パーセントを法人税の税額から税額控除できる制度でした。これについて、5パーセント以上というハードルが高過ぎるのではないかという指摘があり、昨年秋から冬にかけての議論の中で、基準を2パーセント、3パーセントまで引き下げることで、使い勝手の改善をしました。

これと併せて、復興特別法人税の1年前倒し廃止も、年末に決定されました。参考

資料では3ページですが、平成24年度から26年度までの予定で、3年間、国の法人税額の10パーセントを企業から復興財源としていただいていたのですが、これを平成26年度に、1年前倒しで廃止して、賃金の上昇につなげるきっかけとするため決定されました。これを踏まえて、各企業に対して、賃上げの働きかけを、政府を挙げて行っている状況です。

また、雇用・所得・消費の拡大という柱の中では、交際費課税について、大企業も含めて、飲食費の半分までは損金算入を可能とする措置、あるいは今年の1月から開始されているNISAの拡充措置等が盛り込まれています。

次に設備投資等の活性化の視点からの改正ですが、大きな柱になるのは、A41枚紙のⅡの二つ目、生産性向上設備投資促進税制の創設と、三つ目の研究開発税制の拡充です。生産性向上設備投資促進税制は、参考資料の9ページです。昨年の臨時国会で、産業競争力強化法が成立して、今年から施行されています。これとの関連で、指定された先端設備など、経済産業局の認定を受けた生産性の向上につながる生産ラインやオペレーションの改善といったものについて、機械装置の場合でいうと、即時償却または5パーセントの税額控除をできるような仕組みを導入するものです。

また、研究開発税制については、10ページを御覧ください。これまで、研究開発費の総額についての税額控除制度のほかに、上乘せ措置として、研究開発が増加すればするほど税額控除できる増加型と言われる税額控除の仕組みがありました。従前は、増加した分の5パーセントを税額控除できる仕組みでしたが、今回の改正案は、5パーセントを超えた場合、増加割合が増えれば増えるほど、30パーセントまでは税額控除割合が増えていくということで、より一層インセンティブが強化されるような見直しを行っています。

3番目の柱の地域経済の活性化の関係では、先ほど申し上げた、生産性向上設備投資促進税制の枠組みの中で、大企業の場合、機械設備は5パーセントの税額控除でしたが、これについて、中小企業の場合は7ないし10パーセントの税額控除ができる仕組みを導入しています。

また、A4の横紙のⅢの一番下、納税環境整備では、平成25年度改正で行われた延滞税等の引下げに加えて、今回、納税猶予の関係の見直しを行っています。

参考資料の18ページを御覧ください。猶予制度の中に幾つかの制度がありますが、換価の猶予という制度は、残念ながら資金繰りがうまくいかず、税金を滞納された場合、差押えや、あるいは差押えをした財産を公売にかけるといった処分を猶予する制度です。ただ、この制度は、税務署長の側から、職権で猶予することしかできない仕組みになっていて、納税者の側から早目に申し出ていただいて、計画的に納付をしていただくという取組みにつなげていくため、今回、職権ではなく、納税者の側からの申請に基づいて猶予できる制度も創設するといった見直しを行うことにしています。

続いて、4番目の柱、税制抜本改革の着実な実施のための様々な取組みです。A4

の横紙のⅣですが、平成25年度の税制改正の中で、所得税の最高税率の引上げ、あるいは相続税・贈与税について、課税ベースを広げながら、贈与税は、生前贈与がしやすいような仕組みを作る、あるいは住宅ローン減税の拡充といった措置を講じてきたところですが、今回、平成26年度の税制改正では、車体課税の見直し、地方法人課税の偏在是正、給与所得控除の見直しという3本の柱で取組みを進めています。

車体課税の見直しは、参考資料の22ページから関連の資料があります。大きなポイントだけ申し上げると、22ページにあるように、地方税である自動車取得税について、消費税率が8パーセントに引き上げられる今年4月以降、現在5パーセントの税率を3パーセントに引き下げるとというのが、一つの柱になります。

これと併せて、24ページでは、地方税の軽自動車税について、税率の引上げが行われます。例えば、下の段ですが、四輪の乗用の自家用の自動車の場合だと、現在の税率が年間7,200円を1万800円に引き上げる見直しを行うことで、先ほどの自動車取得税の軽減の財源などを長期間にわたって賄っていくという考え方がとられています。

また、自動車取得税をはじめとする車体課税の見直しは、25ページのように、消費税率が10パーセントになる段階で、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する観点から、環境性能割という課税を、保有課税である自動車税の中で行いながら、自動車取得税を廃止していく方向性が示されています。自動車税の環境性能割の考え方は、イ、ロのように、取得価格を課税標準として、燃費基準の達成度に応じて税率が変動する仕組みにします。また、ロのように、税収規模は、自動車の場合、平均使用年数は大体12、13年と言われていますが、こういった期間において、地方財政に影響を及ぼさない規模を確保していくといった考え方が与党の大綱で示されています。

次に地方法人課税の偏在是正ですが、参考資料の26ページを御覧ください。二つの大きな柱があり、一つ目は法人住民税の交付税原資化です。今後、消費税率が8パーセント、さらには10パーセントに引き上げられると、地方部から都市部への税源の偏在が進んでいくことになります。これに対応するために、消費税率が8パーセントになる段階に、法人住民税の法人税割の一部、税率にすると4.4パーセント分を国税である地方法人税という新たな税金にして、その税収の全額を交付税として地方に配分する仕組みを創設するものです。この仕組みは、下の米印のように、消費税が10パーセントになった段階では、さらに交付税原資化を進めている方針が与党で示されています。

もう一つの柱は、地方法人特別税・譲与税の規模の縮小です。地方法人特別税は、平成20年度の税制改正で、地方の税源の偏在をできるだけ是正するための措置として導入されたもので、当時の法人事業税の一部を国税である地方法人特別税として、これを譲与税として地方に配分をしてきた仕組みです。これは、東京都をはじめとする団体から、早期の廃止を求める声があった一方で、地方の自治体からは、税源の偏在是正をさらに行っていくべきといった意見もあり、今回、法人事業税に地方法人特別

税の3分の1を復元するといった措置が講じられることになっています。

これについて、消費税が10パーセントになった段階では、特別税と譲与税を廃止するとともに、現行制度の意義なども踏まえて、他の偏在是正措置を講ずるなど、関係制度の幅広い見直しを行っていくという方針が示されています。

続いて、三つ目の柱である給与所得控除の見直しです。参考資料の27ページです。当調査会でも、従来から所得税の給与所得控除の性格、あるいは水準について、様々な指摘がされています。ポイントは、勤務費用の概算控除としては、その水準が余りにも高いため、見直しが必要だという意見がありました。こういった中で、平成24年度の税制改正で、給与収入が1,500万円を超える場合の給与所得控除について、245万円を頭打ちにするという改正が行われて現在の制度になっています。

28ページにこれを図示しています。今回の見直しは、消費税率の10パーセントへの引上げが平成27年10月から予定されていますので、それが終了した後の平成28年分から、2段階に分けて、1,500万円のところで頭打ちになっているものを、徐々に1,000万円のところまで引き下げていきます。控除額の水準でいうと、245万円から段階的に220万円まで引き下げるという見直しです。

これによる納税者の方の税負担の影響額ですが、29ページに示していますが、一度目と二度目、それぞれの見直しにおいて、給与収入1,000万円を超える方々ですが、年間で1回目が7、8万円、2回目の見直しが3から6万円の範囲ということで、わずかな変化ではありますが、徐々に適正化を進めていく改正に取り組んでいます。

以上、ポイントについて、御説明申し上げました。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告について、質問等がありますか。

佐々木特別委員、どうぞ。

○佐々木特別委員

質問というよりは、経団連のポジションとして、少しお話をしなければいけないと思います。

復興特別法人税や所得拡大促進税制、生産性向上設備投資促進税制、さらには研究開発税制と、非常に評価できる内容だと我々は認識していますが、これから始まる法人税の話にしても、余り触れられなかった償却資産に係る固定資産税の話とか、まだまだ積み残したところが結構あると思います。研究開発税制も、本丸の1階部分の総額型は、まだまだ議論をしなければいけないと思いますし、そういう意味では、平成27年度税制改正に向けて、継続して何を議論していくべきかは、今から話すのは少し早いにしても、相応に心積もり、準備されたほうがよいと思います。その一つが法人税の話になるとは思いますが、ぜひよろしくお願いします。

○中里会長

他によろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、次の議題に移りたいと思います。「平成26年度予算及び財政状況について」ですが、本日は、財務省主計局から、福田次長、大鹿総務課長及び小宮調査課長に陪席をいただいています。それでは、昨年12月24日に閣議決定された平成26年度予算案及び我が国の財政状況について、小宮主計局調査課長、よろしくお願ひします。

○小宮主計局調査課長

主計局調査課長の小宮と申します。よろしくお願ひします。

お手元の「財務省説明資料」と「参考資料」を基に、平成26年度予算と今後の中期的な展望も踏まえた財政状況とをあわせた形で説明します。

それでは、早速ですが、説明資料の1ページを御覧ください。委員の皆様方はよく御承知のとおり、我が国の財政健全化目標については、昨年の夏に閣議了解した中期財政計画で、2014年度、2015年度の2か年にわたり、一般会計のプライマリー・バランスを、それぞれ4兆円程度ずつ改善するという目標を定めています。その後、2015年度には、国・地方を合わせたSNAベースの基礎的財政収支赤字の対GDP比を、2010年度の▲6.6パーセントと比べて、▲3.3パーセントにまで半減させるという目標になっています。2020年度には、国・地方を合わせた、SNAベースのプライマリー・バランスを黒字化するという目標になっています。

2ページを御覧ください。G20で、各国が財政健全化目標を持ち寄り、それぞれコミットしたことになっています。上の欄にあるアクションプランで、日本は2020年度までにプライマリー・バランスの黒字化を達成した後、政府債務対GDP比を安定的に縮減することを目指すことになっています。また、今般の通常国会の施政方針演説でも、総理から財政健全化目標についてお触れいただいています。

現在、国会で審議が行われている平成26年度予算について、本体資料の3ページにフレームを載せています。併せて、参考資料の2ページから5ページ辺りも御覧いただきながらお聞きいただければと思います。

平成26年度予算は、経済再生・デフレ脱却と財政健全化をあわせて目指す予算であり、社会保障・税一体改革を実現する最初の予算であるという性格を持っています。

平成26年度予算を眺めてみる際に、若干注意すべき点があります。本体資料3ページの予算フレームの備考を御覧ください。先ほど申し上げたとおり、平成26年度は一体改革の初年度ですので、税収のところは、消費税率引上げに伴う税収増が反映されています。その分、基礎年金国庫負担2分の1など、社会保障の充実分についても、歳出の方で立ってきます。これが第一点です。

第二点として、昨年の秋に成立した、特別会計改革法を実行する年度ですから、その改革に伴い、一般会計へ統合される特別会計が幾つかあり、これは歳入と歳出の両方の数字が大きくなる要因になります。さらに、社会保障の分野について、高齢者の

医療負担の軽減策、これは従前補正予算で対応していたものですが、今回、平成26年度予算から当初予算化を図るということで、当初予算の歳出規模を若干大きくする要因になります。

こうした特殊要因があることを踏まえて、歳入と歳出を御覧いただきたいと思います。歳入の方は、当初予算ベースの前年度比で6.9兆円の増となっています。このうち、消費税率引上げ分が4.5兆円で、他にも経済の拡大・成長に伴う歳入増が1.2兆円程度含まれています。また、その他の収入は、特別会計の一般会計への統合に伴い、一般会計分が、7,946億円増えています。それ以外のその他収入が前年度と比べて減っていることから、トータルとしては、5,778億円と若干の増となっています。公債金収入は、歳入が伸びることを背景に、新規公債発行額を減らすことができ、前年度の当初予算と比べて、1.6兆円の減額となっています。

歳出面では、国債費が1兆円ほど増えています。金利は、実勢金利が低いところに留まっていますが、毎年度40兆円を超える新規の国債発行があり、公債残高が増えているので、どうしても全体として利払費が増えることなどにより、国債費が1兆円程度、前年度より増える形となっています。

基礎的財政収支対象経費は72.6兆円と、見かけ上は2.2兆円増加していますが、先ほど申し上げた特殊要因を備考欄に書いています。まず一般会計への特別会計の統合で、0.8兆円見かけ上の規模が増えていること、そして、一体改革の実現初年度のため、社会保障4経費の充実等に4,000億円弱、高齢者医療負担軽減策の当初予算化に4,000億円強など、社会保障関係の特殊要因で0.8兆円程度大きく見えるということがあります。

備考欄の一番右側に、トータルで1兆5,836億円を含むと書いていますが、この約1.6兆円が平成26年度の特異な要因で、前年度と比べて規模が大きく見える部分です。これを除くと、前年度の当初予算と比べて、0.6兆円ぐらいの伸びになっていて、これが予算上の社会保障関係の増加0.6兆円とほぼ見合う形になっています。

社会保障関係費は、1兆3,951億円の増加ですが、右側にある社会保障関係の特殊要因を除くと、0.6兆円の増です。それ以外の経費は凸凹がありますが、前年度とほぼ見合っている姿になっているのが平成26年度予算です。なお、地方交付税交付金等は、地方歳入が伸びますので、それが反映されて、2,500億円の減額になっています。

4ページを御覧ください。フレームを大局的に示したのですが、御承知のとおり、政策的経費72.6兆円を歳入等で全て賄えれば、プライマリー・バランスは均衡している状況になりますが、歳入等は54.6兆円です。歳入もかなり回復はしていますが、まだ足りない部分があります。これは、借金の返済に借金を使うだけでなく、政策的経費にも新たな借金で対応している状況です。歳出面では、社会保障と国債費が非常に大きな額を占めています。

5ページは、一般会計の歳出と歳入が昭和50年代からどのように推移してきたかを見るグラフですが、バブルの頃、その差がかなり縮まり、特例公債の発行から脱却で

きた時代があります。その後、バブルが崩壊して、制度的改正の要因もありますが、税収はバブル時代をなかなか上回ることはできず、むしろ右肩下がりで減り、一方で、歳出は金融危機、直近ではリーマン・ショックなどの大きな経済危機があるごとに、経済対策等によって、レベルが上がっていき、現在に至っています。

6 ページを御覧ください。財政状況について、内閣府から中長期試算が公表されています。直近は先般の1月20日の諮問会議に提出されているものです。試算の前提として、経済シナリオには経済再生ケースと参考ケースの2種類あります。大づかみにいうと、左のグラフの、経済再生ケースは、名目成長率で3パーセントを超える成長が続くというイメージになっています。ベースとしては、全要素生産性が2パーセント弱でしっかり伸び続ける。これは改革がしっかり成功して、経済が再生していく姿を描いています。また、あくまで参考ですが、生産性がそこまで伸びない、もしくは労働力参加率の上昇がほとんど起こらないことをベースにしたものが、参考ケースです。これは青のグラフですが、名目成長率は2パーセント弱程度ですと推移していきます。このような経済前提をベースに、財政の前提を加味したところで、経済財政の姿を中長期的に試算したものが、内閣府の中長期試算です。

そして、財政面で申し上げますと、先ほど申し上げた2015年度のPB半減目標は対GDP比で▲3.3パーセントですが、経済再生ケースでは0.1パーセント上回って達成する姿となっています。しかしながら、黒字化目標となっている2020年度には、対GDP比で1.9パーセントの赤字が残っています。実額で申しますと、再生ケースで11.9兆円、参考ケースで17.4兆円の赤字が残る形となっています。

これを中期財政計画との関係で見てみたものが7ページです。先般の夏の中期財政計画では、2020年度に向けた取組みについて、基礎的財政収支対象経費と税収等の対GDP比の乖離を今後少しずつ解消していくために、歳出側、PB対象経費の対GDP比を着実に縮小させる。それと同時に、歳入側、税収等についても、対GDP比で拡大させていく必要があるという考え方を示しています。

これに関して、中長期試算上でどういう姿になっているかを、このグラフの一番右の方で示しています。PB対象経費は、基本的に社会保障の自然増を織り込みつつ、あとは物価上昇率並みで伸びていく姿を描いており、対GDP比は徐々に下がっていく姿が描かれています。他方、税収は、対GDP比でほぼ横ばいになっており、中期財政計画上、税収も少しずつ乖離幅が小さくなることを考えていかないと、まだ残っている2020年度の赤字をなかなか解消できないのではないかとということも見えてきます。

8 ページに平成26年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算があります。これは財務省が財政の中期展望として昭和50年代から国会に提出しているものです。来年度予算の後の3年間について、来年度予算の姿をベースに一定の物価上昇率ないし成長率を前提として、各省に積み上げていただき、1年後、2年後、3年後の財政の姿はどのようなになるかを試算しているものです。なお、中央省庁改革に伴い、内閣府から中

長期試算が出されるようになったときに、名称が紛らわしいため、後年度影響試算と名称を変えて毎年出しています。経済モデルの相互関連は基本的に考えていませんが、歳出面で複数のバリエーションを考えることができる特徴を持っています。

歳出は、自然体と効率化の二つのケースに分けています。また、経済シナリオの方も、名目3パーセント成長と1.5パーセント成長の二つのケースに分けており、都合2掛ける2の4ケースを試算しています。

結論的には、ほぼ内閣府の中長期試算と似たような結果になっています。一番似ているのは、経済成長3パーセントで歳出は自然体、すなわち社会保障関係費については、毎年度1兆円の自然増が生じると仮定し、それ以外の経費は、消費者物価上昇率、これは2パーセントで外から前提をおいているものでございますが、これで延伸をしているケースです。この場合、2020年度で、一般会計の予算ベースの基礎的財政収支の赤字は、9.4兆円も残ってしまうことになります。

また、同じ経済成長で、歳出をもう少し効率化したらどうだろうかというのが下の表です。歳出の効率化とは、全体を毎年1.5パーセントで伸ばしたものです。具体的には、ほぼ毎年1兆円ほど全体で伸ばし、PB対象経費が70兆から80兆円に増えています。社会保障関係費の自然増があるので、それ以外の経費は、物価上昇があっても名目は変わらず、実質的には抑えていくという、かなり効率化するケースを前提として試算したのですが、それでも2020年度には6.6兆円の一般会計のプライマリー・バランスの赤字が残っています。成長率が低い場合は、当然ながら、それよりもさらに少し厳しい状況になります。

今後の財政状況を考える上で、幾つかポイントがあります。9ページを御覧いただくとわかるように、社会保障関係費と国債費が、一般会計の歳出の主要経費のなかで、毎年どんどん増えていっています。

10ページを御覧ください。社会保障関係費の内、国庫負担分が平成25年度で30兆円弱ありますが、これまでデフレ経済だったので、保険料が伸びるのは難しいところもあった一方で、国庫からの投入額は、右肩上がりが増え続けています。

11ページは、人口構造の変化を示したのですが、将来人口推計で、高齢者の人口に占める割合は、日本は現時点で既に世界トップですが、さらに伸びることが予想されます。また、需要・供給両サイドに影響を与える総人口も、既にピークを超え、今、減少過程に入っています。すなわち、人口オナーズの世界に入っているわけです。

今後の財政を考える上で一つ重要な点があります。12ページを御覧ください。今年には2014年で、ちょうど団塊の世代が65歳を越えた辺りに位置していますが、2020年には70歳を越えたところに団塊の世代が入ります。右上の高齢者の労働力人口比率、これは直近の数字で、65歳から69歳でも4割弱の方が労働力として労働に参加していますが、さすがに70歳もしくは75歳を越えてくると、急激に減ってきます。すなわち、高齢化は供給サイドにも影響があるということです。また、75歳を越えると、後期高

齢者となり、社会保障関係費の歳出増の圧力となることが予想されます。

次に国債費関係では、これまでの動きと今後について説明します。13ページですが、公債残高は右肩上がりで増え続けており、平成26年度の当初予算ベースで780兆円まで到達しています。しかしながら、利払費は、黒の折れ線グラフですが、平成10年代に入ってから、金利が一貫して右肩下がりでしたので、ストックは増えても、利払費自体は、右肩下がりになった時期が平成17年度まででした。その後、金利の低下はいまだに続いていますが、ストックの勢いの方がそれを凌駕し始めて、平成18年以降は、利払費は微増しつつある状況です。

一番右端で急に上がっているように見えるのは、平成26年度の利払費が当初予算の予算積算金利ベースで見積もったものだからです。決算ベースでは、恐らくここまで上がることはないと思いますが、金利が下がっていても、近年は右肩上がりになっている状況です。

もう一つ考えなければいけないのは、マーケットの国債の消化能力との関係です。14ページは国債発行総額の推移です。予算ベースの新規発行額は、現在は41兆円程度ですが、御承知のとおり、毎年100兆円を超える借換債の発行があります。マーケットからすると、新発債であろうが、借換債であろうが、財投債であろうが、いわゆる消化対象としての国債には変わりありません。これを円滑に消化し続けていけるかどうかの一つの論点になっています。

その観点でいった場合、先ほど申し上げたとおり、利率は下がっていても既に利払費は上がっています。15ページを御覧ください。後年度影響試算、これは毎年やっている感応度分析で、金利が1パーセント上がった状態が続いたときに、国債費自体がどの程度のペースで増えていくのかを積み上げて計算したものです。例えば1年目、金利水準が1パーセント上がった場合1兆円、2年目で2.5兆円、3年目で4.1兆円と、平均的な残存期間は、国債の長期化も図ると8年強ほどになります。8年から9年かかって全体の残高掛ける1パーセント分の規模へ向かって増えているので、例えば800兆円残高があるとすれば、1パーセントですから、8兆円規模に向かって増えると考えられます。

16ページですが、国債の消化との関係でいうと、2012年度末で、家計の金融総資産、グロスが1,600兆円程度、純資産は1,200兆円を超えています。一方、一般政府の総債務は、資産の増加のペースより若干早いペースで増えてきており、今後、先を見据えたときに、今のまま国内中心で国債が円滑に消化し切っていけるかどうか、一つの論点になるかと思えます。

これに関連して、17ページですが、一つ重要なことに、経常収支の推移があります。足元では様々な要因があり、急激に経常収支自体が小さくなってきていますが、すう勢的には、所得収支がどこまで踏ん張れるかによるとは思いますが、経常収支が潤沢な状況がこのまま続くかどうか、これも一つの論点です。

資金循環の面から考えると、一般政府部門が資金の取り手としての規模が大きいとき、その資金を海外からファイナンスしないのであれば、国内の経済主体に資金を出してもらいしかなく、そうなると、政府以外の活動にお金が回らないことにもなりかねない状況です。一方で、海外からより資金をファイナンスするということは、ある意味、海外のマーケットにより厳しく見られるということとも言えるかと思えます。

18ページは、海外との比較です。財政収支で見た左側の国際比較では、リーマン・ショック後、その年のフローでは、日本より悪くなったアメリカやイギリス等もありましたが、その後、主要国の中では日本は最下位に落ちてしまっています。また、残高の方は、日本が首位を独走しています。

最後のページは、日本と諸外国の健全化のペースです。2ページにも入れたG20での財政健全化目標ですが、日本以外の国は、2010年にトロント・サミットで、3年後の2013年までにプライマリー・バランスではなく、利払費も含めた財政収支の赤字幅を対GDP比で半減するという目標を定めています。日本の場合は、余りに残高のストックが大きく、また、それ以前からもプライマリー・バランスを目標としていたこともあり、2013年ではなく、2015年度までにプライマリー・バランスを半減するという目標を立てています。

また、それに応じて、ストック目標も、日本以外の国は、2016年までに債務残高対GDP比を安定化または低下となっていますが、日本はそもそも黒字化目標が2020年度なので、それ以降、安定的に低下という目標になっています。そういう意味では、海外の健全化のペースと比べると、日本が一番穏やかに、経済を阻害しないような形で健全化を図っていくという姿になっています。

私からは以上です。

○中里会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について、御質問等いかがでしょうか。

高田委員、どうぞ。

○高田委員

質問というより、印象に近い話になりますが、今、小宮課長からお話があった中で、特に2000年代後半、2015年のプライマリー・バランスの半減、それから、2020年の黒字化という、ちょうどこのタイミングのときが、その前のところで御説明があった経常収支が、ちょうど昨年、もう3兆円ぐらいのところまで減少しており、2010年代後半には、場合によってはマイナスになる可能性が出てきています。同時に、2010年代の後半になると、グローバルな金融政策が、今、ちょうどエグジットに向かい出す状況にあり、既にアメリカがテーパリングを始めていることからすると、金利が、今、日本の場合、ほとんど最低金利になっていますが、ある程度抑えられる状況があるにしても、今後、上昇に向きやすいと考えられます。こうした二つの要因、すなわち、

経常収支の赤字化の可能性と、それに金利が上昇することを考えた場合には、今、御説明あった前提条件がかなり崩れるリスクが出てきます。そうなった場合、とりわけプライマリー・バランスを正常化させながら、国債の市場、もしくは財政状況全体を改善していく必然性が、今、我々が考えている以上に大きいのではないかと。そういう認識に立って、財政運営なり、もしくは税の構造なりを考えていかないといけないという、大きな、マクロ的な水準観や方向性などを共有する必要があると強く感じます。

○中里会長

税より深刻になるということですね。

他に御意見あるでしょうか。

それでは、次の議題、「法人課税を巡る議論について」に入ります。最初に財務省から法人課税に関する最近の議論について御説明いただき、その後に皆様から御意見等をいただきたいと思います。

では、財務省の富安主税局税制第三課長、よろしくお願いします。

○富安主税局税制第三課長

それでは、総5-3と書いてある資料をお取りください。前回12月に当税制調査会で、法人税について御議論いただきました。その後の動きなどを御紹介します。

1 ページを御覧ください。自民党、公明党の税制調査会で、昨年秋より法人課税について御議論いただき、様々な御意見が出ています。それを踏まえて、検討の考え方が12月12日の大綱で示されています。まず、1行目ですが、我が国の競争力の向上のために様々な対応を行う中で、実効税率を引き下げる環境を作り上げることも重要な課題と示しまして、その際の論点として、税制の中立性や財政の健全化を勘案し、ヨーロッパ諸国でも行われたように政策減税の大幅な見直しなどによる課税ベースの拡大や、他税目での増収策による財源確保ということで、まず財源確保という観点。それから、産業構造や事業環境の変化の中で、法人実効税率引下げと企業の具体的な行動との関係や、現在の法人課税による企業の税負担の実態も踏まえ、その政策効果を検証するという政策効果の検証の観点、この二点が示され、こうした点を踏まえつつ、法人実効税率のあり方について、引き続き検討を進めるという考え方が示されています。

1 ページおめくりください。本年1月22日ダボスで、総理から法人税に関連してスピーチがありました。和文を御覧いただくと、「法人に係る税金の体系も、国際相場に照らして競争的なものにしなければなりません。法人税率を、今年の4月から2.4パーセント引き下げます。企業がためたキャッシュを設備投資、研究開発、賃金引き上げへ振り向かせるため、異次元の税制措置を断行します。本年、さらなる法人税改革に着手いたします。」と述べられています。

これに関連して、演説、あるいは国会答弁等がありますので、後ろに付けています。

3 ページを御覧ください。まず、1月24日の施政方針演説です。法人税について触れた部分を抜粋しています。好循環実現国会ということで、1行目に考え方が示されています。企業の収益を、雇用の拡大や所得の上昇につなげる。2行目ですが、経済の好循環なくして、デフレ脱却はないとあります。そのコンセプトの下に、四つ目のパラグラフの3行目ですが、設備投資減税や研究開発減税も拡充し、チャレンジ精神を持って新たな市場に踏み出す企業を応援する。それから、利益を従業員に還元する企業を応援する税制を拡充します。これは冒頭御説明しましたが、所得拡大促進税制の拡充をすることにしています。それから、復興財源を確保した上で、来年度から復興特別法人税を廃止し、法人実効税率を2.4パーセント引き下げます。これは先ほどのダボスのスピーチにあった2.4パーセント引き下げますというところに当たるものです。

4 ページを御覧ください。国会本会議での総理の答弁で、先日、平成26年度税制改正に触れた部分です。今回の税制改正に盛り込んだ生産性向上につながる設備投資減税の創設、これは冒頭御説明した即時償却などですが、及び研究開発税制や所得拡大促進税制の大幅な拡充などは、企業が貯めたキャッシュを企業の競争力強化や賃金引上げへ振り向かせるための次元の異なる対応であると考えています。先ほどダボスで「異次元の対応」という言葉が出ていますが、デフレ脱却に向けた異次元の対応として、平成26年度改正を行っているという考え方が示されています。

5 ページを御覧ください。予算委員会での答弁です。これもダボスのスピーチで、法人税改革に本年着手という言葉がありますが、それに関連した質問に対して、総理から答弁がされています。質問の部分も若干紹介いたします。

塩崎議員の質問ですが、ダボスのスピーチの、国際相場に照らして競争的なものにするということと、本年、さらなる法人税改革に着手するという総理の発言を取り上げ、3行目、4行目辺りでは、与党の税制改正大綱等に触れています。二つ目のパラグラフですが、1月20日の諮問会議で、法人税の議論に、レベニュー・ニュートラルの考え方にこだわらないととれる発言をされたとして、総理の御発言に触れられており、次のパラグラフで、塩崎議員は、「私も、単年度の減収額というので政策を判断していますが、これで本当によいのですかということは何度も言ったことがあります。」と言われて、ダイナミックに行うべきと言われていました。最後に、「レベニュー・ニュートラルに必ずしもこだわらずに外国の例なども検証するよということをおっしゃったのかどうか」と言われて、次のページですが、「法人実効税率の引下げ問題について、改めてお聞かせいただきたい」という総理への御質問がありました。

それに対して、総理からは、「昨日の諮問会議の特区の部会において、竹中委員から、イギリスのキャメロン首相が法人税の実効税率を20パーセントにしますと言ったときに大変どよめきがあったという紹介をされました。同時に、イギリスは20パーセント消費税というもの、軽減税率がどんとありますが、を持っているのも事実であります」という発言があった後で、法人課税の改革は、与党でも議論をいただいでいて、

政策効果の検証、あるいは課税ベースの拡大、他税目での増収策の検討といった論点が示されています。それから、6行目になりますが、「日本経済の活性化のためには、産業構造も含めた大きな議論が必要であります。そういう議論も行い、グローバル経済の中での競争等も考えながら法人課税のあり方を検討していく」ということで、様々な論点が示されています。

そこで、次のパラグラフですが、本年、さらなる法人税改革に着手するというところで、諮問会議での発言に関連して、そのパラグラフの3行目ですが、「法人税率を引き下げていくと、本当に、ある程度の期間においては、ファクトとして税収が伸びているのかどうか、それを行った国等の検証をこれはやっていく必要があるだろう。私も、雲をつかむような話でただ下げろというわけではなくて、アカデミックなアプローチでしっかりとその検証を行っていただきたい。」と言われていています。最後の4行ぐらいになりますが、法人課税の話については、幅広い論点がありますので、下線部のおりですが、「政府税制調査会において、専門的観点から、法人実効税率のあり方、課税ベースのあり方、政策効果の検証、他の税目との関係などについて、来月にも検討を開始させたいと考えているところであります。」という答弁がありました。そして、本日の総会に至っているというところです。

以上になります。

○中里会長

ありがとうございました。

それでは、この論点について、これから意見交換に移りたいと思います。御意見のある方は挙手をお願いします。

宮崎委員、どうぞ。

○宮崎委員

いわゆるテクニカルな議論に入る前に、ぜひ、この会議で何を話し合うべきか確認させていただきたいのですが、今、法人税を納めている企業は26パーセントぐらいしかありません。7割以上が払っていません。欠損企業だったり、繰越欠損だったり、様々だと思いますが、その内訳も、例えば、泥水をすするような形で必死に頑張っているところから、国際課税の部会でBEPSを話し合っているように、ちょっとうまくやっているところなど、実態は様々だとは思いますが、7割以上が納税しないで過ごしている経済構造のままでよいのかどうかという基本のところ、あるいはそのためには、抜本的なシステムを変えたとしたら、どのような形があるのか、課税ベースの拡大等、直接投資を呼び込むときに、例えば、直接投資を呼び込んで、海外の投資家が企業価値を上げて売り抜けて、儲かって、それで終わりとなると、国内の産業構造はどうなるのか、向こう側に見える一人一人の生活者としての国民が、これからどのような生き方をしていくのかという大きな哲学を抜きに数字だけの計算をすると、まさに司馬遼太郎さんのお言葉による「この国のかたち」というところではないかと思いますが、

この国のかたちをどう作っていくかが非常に大きなテーマになっていると思うのです。

ですから、この会議で様々な話し合いをするときには、そのようなことを念頭に置いて、この国のかたちをどうしていくか、それも期限を切って、何年後にどういう社会にするためには、今、どのような手を打つのか。先ほどの財務省の財政状況の御説明も非常に緻密だったのですが、ここから先を見て、このまま行くとこうなります、良いケースだとこうで、悪いケースだとこうで、こうなりますというのではなく、ある時点でこうなるためには、遡って、今、何をしなければいけないという、フォーキャストではなくバックキャスト、そういった形で実質的な話し合いができることを望みたいと思います。そのためには論点を整理して、論の組み立てをある程度カリキュレートして、一定の期間で結論が出るような、少なくとも政策提言ができて、幾つかの選択肢を、そこから先は政治的リーダーシップがどう選ぶかというのはあると思いますが、出せるような形で議論できたらと思います。

○中里会長

ありがとうございます。

広い視野から様々な要因を見つけ出して、その実態も把握し、どうしてそうなっているかの理由もということですね。ありがとうございます。

佐々木特別委員、どうぞ。

○佐々木特別委員

今の宮崎委員の広い視野からというのは大賛成ですが、そのときに、どういったデータを、どのようにフィルターをかけた上で議論の対象にするかということも、ぜひ定義を付けてやっていただきたいと思います。

今、70パーセントが実際に欠損企業で、払っていないという話ももちろんあるのですが、これは日本の法人の体系によるところが非常に大きいと思います。アメリカの法人税の課税対象172万社のところ、日本は257万社もあります。いろいろな人たちがいるわけで、タックス・プランニングも全部含めた形でいろいろやっているときの70パーセントに意味があるのではなく、本来、しっかりとビジネスをしている上で、本当はどの程度の欠損企業があり、その欠損の理由も、基本的には、1997年から通貨危機があったり、ITバブル崩壊があったり、リーマン・ショックがあったり、多様なわけで、要するにデフレ下で様々なショックがあった中で、欠損金が溜まっているものに対して、本当にどのようにしていくか。

それから、法人税パラドックスの話も出ていますが、大体のところは課税ベースとは関係なく、成長で上がっているところは税収も上がっています。だから、成長するか、しないかによって考え方が違ってきていて、ドイツなどは、成長プラス課税ベースの拡大、両方やりながら税収を上げていますが、他のところはそうでもなく、自分が成長の範囲の中に入れて、ちゃんと税収が上がっているというデータもあります。

では、日本は、今まで見てくると、幾つかの欠損が重なる理由があったにしても、

これからの成長をどうみるかによって大分話が違ってきます。その辺りをよく見ながら、もちろん一遍に10パーセントなどという話が本当にできるのか、現実的なのかどうなのか別として、近隣の25パーセント程度の韓国にしても、中国にしても、競争している国とイコール・フットィングでない状態で、7割が赤字だからもうよいだらうといった話ではなく、3割の利益計上法人が法人税の低い近隣諸国の企業と競争しながら法人税を10兆円も払っているわけです。ですから、そういったところも本当に競争力を付けていかないと、将来が危ぶまれるところもありますので、とにかくデータを見るときに、どうデータを見ていくか、それから、近隣と競争していくに当たって、どのようにしていくか。そういうことを確実にお互いのコンセンサスを得た上で、あるべき法人税の税制というものを議論していただきたいと思います。

○中里会長

ありがとうございます。

では、田近委員、そして田中特別委員、お願いします。

○田近委員

最後の富安課長からの法人課税をめぐる議論を踏まえて議論したいと思うのですが、建設的な提言をさせていただきたいと思います。

最後に安倍総理大臣の国会での答弁を先ほど引用されましたが、法人税率を引き下げていくと、本当に、ある程度の期間は、税収が伸びていくのかと。少し省略しますが、私も、雲をつかむような話でただ下げろというわけではなく、アカデミックなアプローチでしっかりとその検証を行っていただきたいということで、税率を下げると税収が上がるのかどうか、本当に雲をつかむような話で、多くの方は御存知かと思いますが、ラフターカーブという有名なものがあって、税率ゼロならば税金は取れません。では、100パーセントにしたら税金は取れるかといったら、所得を上げたら全部取られてしまうので、100パーセントでも取れない。現実の税率はゼロでも100でもなく、どこかの税率で山になって下がっているわけです。ということは、税率を上げると税収が増える局面と、税率を上げると税収が下がる局面と二つあるわけです。ですから、まさに雲をつかむような話であって、どの局面にいるのかで話は違うと思います。

あと、佐々木特別委員が今、御指摘のように、法人税について、具体的に考えると、やはり景気が良くなっていれば税収は増える。恐らくリーマン・ショックの前までは、バブルの中で、法人税を下げても税収が増える。ところが、その後、下げても税収は上がらないということが起きたと思います。そういう中で、私自身は、前回の会議でも申し上げたと思うのですが、基本的には、1パーセントの税収で何兆円を想定するかという仮定を置いて、税収中立を目指して、課税ベース、あるいは租税特別措置を見直して、どれだけ税率が下げられるのかというシミュレーションをやって、それをやりながら、税率と税収の話に戻ってくればよいし、あるいは単年度ではなく、あ

る程度ダイナミックなエレメントも入れるのもよいと思いますが、建設的な議論としては、大まかな税収中立の過程で課税ベースを広げ、租税特別措置を見直すという演習をどんどんやっていけばよいと思います。

ただ、アカデミックなアプローチでしっかりその検証を行っていただきたいと総理大臣がおっしゃっているので、一昔前なら私にもやらせてと言ったのですが、知っている範囲だと、例えば、身内になります、一橋大学の佐藤委員のような、私よりも数倍生産性が高い方が今おられるので、それが、入り口だと私は思うのです。ですから、ここで止まっても本丸に行かないので、基本的には、先ほど言ったように、税収中立という広い土俵で議論を進めていくべきだと思いますが、アカデミックなアプローチでしっかりその検証を行っていきたいということで、本人に同意なくしゃべっているのですが、佐藤委員辺りが引き受けてくれれば、これはよいかと思って、建設的な意見を申し上げました。

○中里会長

田中特別委員、どうぞ。

○田中特別委員

前回もそうだったのですが、7割が赤字法人というのが一人歩きしていると思うのです。それについて、もう少し検証していただきたいという話をしたと思いますが、先ほどの意見でも、こういったイメージが先行していると思います。

一つは、日本の法人税が全体の国民負担割合の中で十分に負担しているかどうかという判断が必要だと思うのですが、これは十分に負担していると思います。他の国に比べて法人課税の分担が低いということは決してないわけですから、今ある企業は十分に負担をしているという評価は当然あるべきだと思います。

その中で、赤字法人がどういう役割を果たしているのかも見直すべきだと思います。法人課税は低くない上に、法人課税以外にも負担をしている部分が十分ある。例えば、税負担では、赤字にかかわらずかかる固定資産税であるとか、そのほかにも約10兆円負担をしています。それから、社会保障の企業負担は、約3分の1です。5.1パーセント。通常、全体の16.4パーセントの社会保障負担のうちの3分の1を企業が負っているわけです。要するに、雇用を抱えていることとつながっているわけです。さらに、企業は利益を上げていなくても、雇用を抱えていますから、雇用の分の法人税の源泉は企業になるわけです。これをもって、なぜ企業が役割を果たしていないと言えるのかお聞きしたいと思うのです。それは絶対そうではないと思います。法人課税そのものは、税負担できる能力に合わせて負担をしていると思いますが、企業の持っている税負担力、他の部分の役割はそれ以上にあるということについて、しっかりとお話をいただきたい、検証していただきたいと思います。

○中里会長

ありがとうございます。

では、野坂委員、土居委員という順番でお願いします。

○野坂委員

日本の今の最優先課題は、やはりデフレ脱却であり、日本経済の再生だと思います。したがって、その目標のために、やはり主役は民間であるという観点に立てば、民間企業の活性化を図るために、また国内の雇用の維持拡大に向けて、法人税率の見直し、引下げは避けて通れないという点で、多くの委員の方も多分そうかと思いますが、私はその方向性に賛成します。その上で、既に何人かの方が言われていますが、実際に法人税を納めている企業が3割ぐらい。これはやはり諸外国のケースから言っても、異例、異常ではないかと思えます。なぜそのようになっているのか、そこはしっかり分析しなければいけないと思えます。その上で、問題点は三点あると思えます。

まず、一点目は、税負担のゆがみの是正、公平性の担保。この議論なくして、法人税引下げの議論は前に進めないと思えます。それは、当然のことながら、課税ベースの拡大、措特の見直し、従来、製造業中心に設計されている税制が傾向としてあるわけですから、一方で日本経済はサービス産業など、非製造業の比率が非常に高まってきて、また、これからの成長も期待されます。そのような経済構造を踏まえた形で税制を変えていく、そういった議論なくして、法人税の引下げ議論は進みません。

一方で、様々な形での税制の見直しについて、どうしても企業優遇ではないかという指摘が広く国民の中にくすぶっています。先ほど田中特別委員も言われましたが、企業を優遇するものではないのだと、これは広く日本経済にとって役に立つということ、説得力をもって示すことが前提になると思えます。

また、二点目として、財源の問題ですが、当然、財源なくして減税できないわけです。先ほど財務省の説明にあったように、財政は非常に厳しいわけで、そこをどのように考えるか。総理の発言で、ある程度のスパンという言葉、先ほど佐々木特別委員も、一気にいかないという発言をされました。そのとおりだと思います。つまり、今、求められているのは、仮に大きく下げる場合でも、ある程度段階的に、時間軸をどう捉えていくのか、こういった視点もこれからの重要な論点だと思います。

最後ですが、もう一点は、法人税率引下げだけで全てが解決するわけではありません。そのほかの税のあり方も当然ですが、また、税調は本来あるべき税を考える場がありますから、産業政策全体として、日本はどうあるべきなのか。税は重要なパーツではありますが、企業を活性化するために、どういう産業政策が望ましいか、こういったことも税調としてぜひ議論をしていくべきだと思います。

○中里会長

土居委員、どうぞ。

○土居委員

当然のことながら、政府税調で法人課税を議論するときには、大局的なところを考えるべきだと思います。その中で私が一つ提起したいのは、我が国の税制が引き続き

法人課税に依存し過ぎるという構造のまま21世紀を過ごしていった方がいいのかをぜひとも問うべきだと思います。目先の法人実効税率を下げるかどうかもさることながら、今、他の先進国に比べても、税収の構成比からして、法人所得課税の割合は高いわけです。他の先進国は、個人所得課税や消費課税の構成比が税収の中で占める割合が日本よりも高い国が多いという中で、引き続き日本は、もちろん法人所得課税による税収は、国、地方を合わせても20パーセントにいたり、いかなかったりという程度かもしれませんが、他の先進国は10パーセント前後ほどの構成比ですので、そういった意味では、我が国が引き続き税制の中で、法人所得の収入に依存し続けていいのかどうか、私は厳しく問うべきだと思います。少なくとも私の意見は、グローバル化が今後さらに進むことを考えると、このような税制の構造ではもたない。財政の面から見ても、収入を確保する意味でも、これはますます困難になってくると思います。そうすると、当然、目先の法人税率引下げに伴う代替財源をどうするかだけではなく、将来を見据えて、法人課税依存から脱却するという事ならば、何の税に財源を求めるのかについて、大きな方向性として意識しながら、その方向性と余り大きく相違ないような形で短期的な施策を考えていくことは必要だと思います。

一つ考えられるのは、税収中立という話がありますが、単年度での法人課税のみの税収中立を考えるのは、やはり近視眼的だと思います。ただでさえ企業はゴーイング・コンサーンの存在であるということで、単年度で、1年限りで税収が中立になることは、税率を下げたならば課税ベースを拡大しなければいけません。もちろん法人課税の課税ベースの拡大は、きちんと見直すべきものは見直すべきだと思います。ですが、単純に言えば、法人課税による税収の税収中立を考えると、はっきり言えば、増税になる企業と減税になる企業が出てくることによって、無用の対立をそこで引き起こすことにもなりかねないという意味では、どのように税収中立を立てていくのか、私は、他の税とあわせて税収中立を図っていくべきだと思います。例えば、法人課税で言えば、配当や資本所得にまつわる課税と法人課税との間でどのようなバランスを取っていくかなど、給与所得控除を含んだ個人所得課税も対象になるでしょうし、さらには消費課税との対応で、法人所得課税依存から消費課税への方向へ移っていくのかも併せて税収の財源を考えていくべきだと思います。

最後に一つだけ申し上げますと、一見すると企業の減税は個人には余り影響が及ばない、恩恵が及ばないと思われるかもしれませんが、長い目で見れば、企業に重い税を課し続ければ、日本での雇用機会が失われ、結局は我々国民が憂き目に遭うことになるということです。長期的に見れば、法人課税依存はできるだけ抑制していく方向にいかないといけないのではないかと思います。

○中里会長

ありがとうございます。

では、佐藤委員、翁委員、高田委員、それから中静委員、林特別委員、山田特別委

員、小幡特別委員の順でお願いします。

○佐藤委員

できるだけ端的に三点ほど申し上げます。

まず、この法人課税の位置付けですが、これは決して景気対策ではなく、むしろ成長戦略であり、税制の構造改革だという位置付けがないと、長い目で見て、まさにダイナミックな視点は出てこないと思います。先ほど土居委員からもあったように、我が国の税制の特徴を一言で言えば、これは高度成長型の税制であって、高い成長を当てにした税制だと思います。むしろこれからは成長を支える税制を作らなければいけないという点では、やはり法人課税の見直しは緊急の課題だと思います。

それから、スコープですが、これも繰り返しになりますが、法人課税、ましてや国の法人所得課税の枠の中で問題は解決しないでしょう。広い目で見れば、税収中立は多分、必要だと思いますが、それは地方税も含めて、他の税目を含めて検討していくべきもので、もちろん法人税はそのままでよいと言っているわけではないのですが、課税ベースの拡大とか、措特の見直しとか、それから、中小企業課税のあり方とか、これももちろんやらなければいけないことですが、やはりタックス・ミックスの見直しであると考えべきだと思います。多分、この後、いろいろと議論が出てくると思いますが、先ほど日本の法人課税の依存度は高いと言いましたが、中でも地方法人課税の地方税収での比率は国際的に見ても高いので、ここは考えるべきだと思います。

それから、すごく大きな話をすると、これは一つの税哲学の転換だと思うのです。日本は長らく、企業によって税を払われ、企業によって、ある種セーフティネットを提供される仕組みだったと思いますが、企業の役割は何かというと、それは税金を払うことでもなく、必ずしもセーフティネットを提供することでもなく、雇用を生み出すことであり、新しい付加価値を生み出すことであるとすれば、税を払うのは国民全体の仕事であり、セーフティネットを提供するのは社会であり、国の仕事であるというように、役割分担をもう一つ見直すという位置付けにもなると思いました。

○中里会長

翁委員、お願いします。

○翁委員

法人実効税率の引下げは、私も進めていくべきだと思いますが、立地競争力なのか、企業の国際競争力なのか、政策目的を明確にして、議論を進めていく必要があると思います。多くの委員が言われていますが、もちろん単年度で税収中立にこだわる必要はないと思います。ダイナミックに、どのように税収中立にしていくかが非常に重要で、それは時間軸でもそうですし、同時に、今言われたように、法人税も重要ですが、地方税など、他の税目も含めて考えていくことが必要だと思います。

法人税について、例えば、措特について皆さん言われていますが、私もこれはそれほど大きな課税ベースの拡大に広がるとは思いませんが、この見直しは非常に重要な

意味を持っていると思います。中には1960年代に設定されたものがまだ残っていて、これだけ大きく経済構造が変化していながら、それは変化していません。

それから、この間、租税特別措置の透明化法が出て、かなりデータが出ていますが、私どもの研究所でも少し分析してみたのですが、単体ベースで見ると、大企業と中小企業と中堅企業を比べると、中堅企業が割を食っている形になっており、また、皆様も感じておられるように、業種別の偏りもかなりある状況です。公平・簡素・中立という観点から考えても、租税特別措置なども、どのような日本の産業構造が望ましいのか、例えば、中小企業などについて、どのように考えていくのか、こういったことも含めて、この見直しを抜本的にやっていくことが必要だと思います。

先ほど佐藤委員が言われましたが、私は地方法人課税も非常に重要な論点だと思います。やはり諸外国に比べても高い地方法人課税をどう考えていくのか、この点もぜひ議論ができたと思います。

○中里会長

高田委員、中静委員、林特別委員、山田特別委員、小幡特別委員、この順番でよろしいでしょうか。では、お願いします。

○高田委員

法人税率の問題は、海外から見た視点も随分大きいと思っていて、とりわけ、この1年間、アベノミクスと言われている中で、海外の評価という部分については、実は、この法人税率に対する見方も随分大きい。すなわち、海外からこの論点を日本の一つの試金石というか、評価になっていることは認識した上で臨む必要があると思います。その上で、日本の立地環境を踏まえた上でも、この法人税率の問題は非常に重要で、我々みずほ総合研究所でも、例えば、ドイツ並みの水準に引き下げた場合でも、10年間で4兆円ぐらい投資増があるのではないかと試算もしています。

また、この問題を考えると、先ほど、2010年代の後半ということを上申しましたが、財政全体が非常に厳しい状況の中、今回のこの問題は単年度というよりは、よりダイナミックと申しましょうか、より中長期的な課題の中で、先ほどから先生方のお話にもあるように、どのような形で、財政もしくは税構造を立て直していくのかという論点と同時に考えていく必要があるのではないのでしょうか。

ですから、よく法人税パラドックスと言われますが、実際には課税ベースの拡大、それから、個人から法人に、また、場合によっては成長がどのような状況になっていたのか、例えば、それにあわせて、起業家精神等も含めた成長の度合いと、こうした四点が私はあると思うのですが、そのような観点から言うと、この成長戦略、規制緩和などもあわせて議論していく必要があると思います。

また、今、申し上げたような論点を2020年ぐらいまでの状況で幾つかの場合分けをして、シミュレーションしながら、政策当局の方々にも提示できる形にしていくのが重要ではないのでしょうか。総理からのお話にもあった中で、そのようなプランニング

を示せるようなものにすれば、そこだけの選択というものを我々も提示できるのではないかと考えていて、そのような幅広い、様々な、法人税だけではない、幾つかの流れというものを決めるためのプランニングをぜひともすべきではないかと思えます。

○中里会長

中静委員、お願いします。

○中静委員

重なる部分が多いと思うのですが、なぜ法人実効税率の引下げがうまくできなかったのか。本当は安倍総理が去年、ある意味で政治判断ができたと思うのですが、結局、なかなかできなかったのは、要するに、個人が増税で企業が減税というのが国民感情からして納得できないという意見がかなり強いというためです。国民感情、国民意識の問題をどう考えていくのかを考えると、法人実効税率の引下げでどのような恩恵が具体的にどういう形で出てくるのかを、これは総理からも検証という言葉が出ていますが、検証して、きちんと国民に示すことがとても大事だと思います。

あと、公平、公正というところで、政府税調でなければできないこととして、一つは、法人税のあり方、例えば、宗教法人なり社会福祉法人なりの問題がありますね。これらの税負担が本当にこれでよいのかどうか。国民から政府税調への期待としてあると思えます。そのような意味で、信頼をどう勝ち取っていくのか。それと、今までもお話が出ていましたが、抜本的な税改革ということで、様々な観点を考えて、具体的な形をぜひ示していきたいと思えます。

○中里会長

林特別委員、お願いします。

○林特別委員

皆さんの話を聞いていると、やはりキーワードは、世界経済における企業の競争力だと思います。企業の競争に資する手段としては、税はone of themで、競争力を付ける手段は、もちろん税の他にもあります。税制に関しても税率だけではないのは、当然、皆さん、認識されていると思えます。ただ、経済学者は割と抽象的な議論をして、企業の現場を余り見ません。これは要望ですが、例えば、海外進出や、企業のイノベーションといったキーワードをもって、実際、企業の現場でどのようなことが起こっているか興味があります。実際、税が効いているのか、企業の意思決定において税がどのようなディシジョン・ファクターになっているのか、実証的に興味があるというのが一つです。経営学者の中にも、ものづくりや企業行動について、多くのケースを真剣に研究している先生がたくさんいらっしゃると思えます。できればそういった方の話を、税を含めた形で海外進出なりイノベーションなりといった観点から、一つ一つの企業を見れば、様々な例外があり、多分、議論にならないと思うので、鳥瞰した形で今後この会の中で話を伺いたいと思えます。

○中里会長

ありがとうございます。

山田特別委員、お願いします。

○山田特別委員

税率に関する議論と、赤字法人に関する議論の二つに絞って意見を申し上げます。

税率引下げは私も賛成だという前提で話をします。まず、税率に関して、今、中国が25パーセントだからなどといった数字が先にひとり歩きしている気がするのです。今日、この場ではまだ出ていませんが、その議論をする際に、いわゆる隠れた税金のようなものが諸外国にあるのか、ないのか。あるとすると、どのようなものがあり、どの程度なのか。日本はほとんどないのではないかと思うのです。

例えば、道路整備の負担をしてくれといったプレッシャーのような要望がある国もあるそうですし、また、これが一番困るわけですが、撤退したいときに許可制度になっていて、なかなか許可が出ない。M&Aで売れる場合は、まだそれなりの企業価値があるということなので、不幸の中でもラッキーな方で、M&Aでも売れないときに何が起きているかということ、負担付き贈与というか、追加資本金を注入して、それで二束三文で売るといった負担を結果としてせざるを得ないことが起こっており、また撤退するのだったら将来に向かって3年分の人件費をきちんと保証して、払ってから出ていけと言うなど、個別企業からみると、隠れた税金のようなもの、実質的な負担金があるようです。そういうものもあるので、単純に表面税率だけで比較するのでは足りないと思うものですから、それらについて、当局の方はおそらくたくさん把握されていると思いますので、そういった情報もどんどん出していただきたいと思います。

税率に関しては、例えば、海外の企業は税率が高いから我が国に進出して来ないのではないかという意見が強いように感じられるのですが、そういった問題は個別に、経済特区を作って、そこに出てきたものは特別な税率にするとか、または何年間は免除とか、そのような対応はどうなんでしょうか。

それから、日本企業がどの程度の税率だと我が国から出て行くことになるのか。先ほど林特別委員が言われたのと似ているのですが、その辺りの実態は、実際のところわからないのではないかと思います。20パーセントにしないと出て行くぞといった、そんな単純なものではないと思います。海外だと売れそうだから将来を見据えて出ていくといったケースも多いわけですので、税率だけではない、さて、日本企業は本当に逃げるのかという観点です。

その延長ですが、法人税を納めることができるのは、経営者にとって幸せなことで、法人税を納めるというのは利益が出ているということですから、納めたときには胸を張りたい気持ちがあり、必ずしも税金を払わない方が良く、安ければ安いほど良いとは思っていない人も多いのではないのでしょうか。即ち、納得できるほどの税金であれ

ば、社会貢献も含めて、国のためにも、我々は納めるべきだ、納めたいと思っている日本の経営者は、私は少なくないと思います。そういった人たちの感覚を、アンケートに過ぎないかもしれませんが、情報として知る機会があるとありがたいと思います。それが税率に関する意見です。

二点目ですが、赤字法人の問題についてです。日本の人口に対する法人比率が世界一高いのではないかと思います。それには過去の歴史も随分あると思います。いわゆる手厚過ぎる給与所得控除、諸外国に比べて異常に高い給与所得控除になっていて、これを上手に使うと、いわゆる節税という名で、中小法人を作ることにより利用されているところに大きな原因があって、諸外国では個人事業で行っている規模または質のものも、こぞって法人にする傾向が続いてきた結果が今の状況のような気がするのですが。この議論は消費税率の引上げのときに行うのは大変難しい問題であることは承知していますが、行っていただきたいと思います。

○中里会長

続けて小幡特別委員、平田委員、赤井特別委員、伊藤委員、武田委員と、この順番でお願いします。

○小幡特別委員

法人税は、今の状況からして、私も基本的に軽減する方向にしていくべきだと思いますが、税の問題は国民それぞれ、自分がどのような立場にいるかで、得になったり、損になったりという、立場によって様々な意見がありますので、概して、この法人税率引下げについては、多くの国民の負担感とか公平感から、中静委員が言われるように、比較的抵抗感が強い問題であることは確かだと思います。

そうすると、まさに今、この政府税調でアカデミックな検討と言われましたが、法人は、雇用を担っている、実在するものとしてたくさんの人を雇い、そこで個人所得が出てくる、そういった存在です。したがって、我が国の全体の経済の行き方として、今、法人税をどうするのがよいのか、アカデミックな検証を政府税調で行い、それを国民に広く示していく、まず、そこが一番大事で、そうでないと、なぜ法人税は下げるのか、消費税は上がるのにとか、給与所得控除も減るのにとか、皆さん、様々な感覚をお持ちなので、そういったことをきちんと提示していくことが大事だと思います。

税率の話は一番見えやすく、諸外国に対しても、こうであると言いやすい部分があるので、私は、この税率については、きちんとした方針を出した方がよいと思いますが、他方で、租税特別措置など、業種によって様々な不公平感もあるかもしれないものをきちんと見直す。これは翁委員も言われた透明化法でデータが出ているので、新しい特別措置が必要ではないか、あるいは、もう既にやっていたもので要らないものはないかという検証が必要になります。繰延欠損金も、期間、限度額をどうするのか、これは諸外国で様々な方法を採用しているので、これらも併せて検討する。税率をどうするかについては、方針としてきちんと出すことは必要だと思うのですが、いま申し

上げたそれ以外のところで、様々な工夫、地方法人課税なども含めて、そういった意味では、総合的に見ていくことが必要だと思います。まず、何よりも、国民に対して、法人課税の意味をきちんと説明していくことが大切だと思います。

○中里会長

平田委員、お願いします。

○平田委員

今日は副大臣がいらっしゃるの、特に申し上げておきたいのですが、先ほどから出ているような、日本経済を再生することで法人税が議題になっているわけですが、減税をしたら、税制部分でまた増税をしたり、減税の部分をやめてしまったりとなると、トータルでは何ら政策にならないこともあるわけです。

私の若いころに、『統計でウソをつく方法』という本がベストセラーになりました。先ほど、税金を納めていない人がどうのこうのと言われました。財務省の参考資料、平成26年の財政状況の10ページに、我が国の政府債務残高の規模の推移として、戦前の状況と現在の赤いグラフの、非常に恐ろしいグラフが載っていて、これもスケールによっては、統計を用いて嘘をつく方法になるかもしれませんが、これを平時の姿で変えていこうとすると、やはり歳出のほうに切り込んでいかないことには、税制だけで問題を解決しろと言われても限界があると思います。民主党政権時代に事業仕分けをやって、なかなかうまくいかなかったこともあるかと思いますが、今の政権の中で改めて切り口を変えるなり、何か方法を変えるなりして、債務の問題を解決するためには、歳出、歳入の両面でやっていかないことには、トータルで日本経済が再生しないと思います。どんどん大きな政府にならないような方向で、そういった議論をしていただければと思います。よろしくお願いします。

○中里会長

赤井特別委員、伊藤委員、武田委員、大田委員の順番でお願いします。

○赤井特別委員

時間の制約もありますので、簡単に三つほど申し上げます。

私も、世界の流れからして法人税率の引下げは重要だし、行っていくべきだと思いますが、一方で、今、議論にもあったように、日本の財政も世界で一番悪い状態にありますので、引き下げて税収が減ってもよいということではなく、他の税とも組み合わせ、できるだけ税収は変えない形であり方を考えていく。財政再建も諦めずに法人税引き下げの方向を探っていく、それが一点目です。

二つ目は、これも意見が出ていましたが、そのためには国民の意識を改革することです。法人税とはどういったものか。私たち経済学者も、税のあり方や、税とはどういったものかなど、それぞれ法人税、個人税、どういった方法で財源を集めていくのがよいのかということに対しての説明をすることです。これは財務省や政府全体での情報開示、透明性、国民の意識を変えていくことが次に重要なことだと思います。

最後に、そのために必要なのがやはりエビデンスで、いろいろな措置がなされていますが、それによって本当に効果があったのかどうかを徹底的に調べる。それぞれの措置の弾力性といいますか、例えば、研究開発に関して、そのインセンティブがどのように変わったのか、先ほどの現場の話もありましたが、それも踏まえて、インセンティブはどう変わったのか。

もう一つは、研究開発だけではなく移動です。まさに雇用が失われるとか、海外に企業が行ってしまう、そこが一番鍵となる税制や、それに与える弾力性、どのような企業がどうなるのかを、それは本当に業種別とか、規模別とか、地域別とか、そういったところまで落とし込んで細かく見ていくことによって、国民の意識を変える、説得できるエビデンスが得られるのかなと思います。

○中里会長

伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員

多くの委員の方が言われたこととかなり共有する部分がありますので、多少なぞる点があると思うのですが、二点だけお話させていただきます。

一つは、海外の多くの国を見たときに、法人税率、表面税率を下げきて、それとペアとなるかどうかわかりませんが、付加価値税の税率を上げています。世界を見回したときに、そうでない国が日本を含めて幾つかしかありません。だから単に海外に合わせる必要があるということではありませんが、世界の多くの国が、理由があってそうしているわけです。であるとすれば、そこはやはりきちっと検証するべきだと思います。海外との競争力という次元を超えて、非常に限られた知識と情報の中で、世界の国が様々な選択をする中で、日本はどう考えるかを参考にすべきだと思います。

それから、これも皆さん言われたことだと思うのですが、政府税調は大きな議論をするところだと理解していますので、法人税のためだけの法人税の議論ではないと思うのです。より大きなコンテキストの中で法人税を議論しなければいけません。今日、そういった話が皆さんから出てきたと思います。したがって、キーワードは、他の税との関係でどうみるか、例えば、フラットな税という言い方をするのか、あるいは高度成長期とは違うような税制というのか、当然、成長という言葉であるとか、あるいはグローバル化だとか、あるいは財政再建だとか、幾つか重要なキーワードがあると思いますが、そういった大きなコンテキストの中で法人税率をどのように考えるかという議論をぜひさせていただければと思います。

○中里会長

それでは、武田委員、お願いします。

○武田委員

私も皆さんのお話と同じ部分がありますが、私は専門家ではない普通で感覚でこれまでの法人税率引下げの議論を聞かせていただいていたいました。日本の財政の危機的状

況などを御説明いただき、その情報を、私たち、一般の感覚では余りにも知らずに、その危機的状況をどのように対応するかについて考えすらしていないと思います。私もこの会議に関わらせていただいて初めて知ること、学ぶことが多いので、この前提として、それをとにかく国民の皆さんに周知していただく必要があると思います。

法人税率の引下げによって、海外の企業などが日本に来て、外資が入ってくること自体は良いと思うのですが、単純に日本も20パーセント台に一律に引き下げるというだけではなく、日本に入りにくい理由はたくさんあるわけで、その辺りのことも照らし合わせながら、しっかりここで議論できればと思います。

あと、もう一つ、法人税だけではなく、海外の統計を見ますと、法人税率は低いのですが、消費税率が15パーセントとか、20パーセントとか、とても高い割合で保たれているのであって、日本はこれから引き上がってはいくのですが、比率的には消費税率は10パーセントにも達していないのに、同じように横並びで20パーセント台の法人税率に引き下げることが可能なのか。普通の感覚からすると非現実的であるような気がするので、皆さん、日本を一体、どのような国にしていきたいかということ、国民全員が考える機会をいただけたら、この政府税調の中でも、こういったお話をしていますよ、日本は、たくさん払うかわりに、高齢になってからは何も払わなくてよいのですよという社会を目指すから、これが必要なのですよという納得感が国民にとっては必要だと思うので、議論の中にも、そういった、どう伝えるかということも観点に入れて議論がなされていけばよいと思います。

○中里会長

大田委員、お願いします。

○大田委員

法人税の体系を国際相場に照らして競争的なものにするという、ダボスでの総理の発言が出発点だと思います。総理もタックス・システムと言われているので、もちろん税率だけではないのですが、日本の法人税率が高いこと、法人税収への依存度が高いこと、これは事実ですので、ここを出発点にして、国際相場に照らして競争的なものにするという、これをいかに実現していくかを考えなければいけないと思います。

ただ、私の経験から言っても、法人税の改革は本当に難しく、総論賛成、各論反対で、気がつけば周りは壁だらけという状態になるのですが、今、日本経済は大変重要な局面にありますから、今度こそ法人税を正面から議論しなければいけないと思います。伊藤委員が言われたように、多くの先進国が法人税の問題を正面から考えてきています。魅力的な投資環境を作りながら税収をいかに維持するか、ゆがみのないシンプルな法人税にするかを正面から考えていますので、日本でもグローバル化の中での法人税のあり方を、ここで正面から考えなくてはいけないと思います。

○中里会長

上西特別委員、どうぞ。

○上西特別委員

法人税率を10パーセント引き下げるとすれば、4兆7,000億、約5兆円弱の税収減となり、これは現在の税収の約10パーセントにほぼ匹敵するものであります。手元に国税庁の平成23年度の会社標本調査を持っているのですが、欠損金の繰越控除が約2.3兆円、租税特別措置が0.9兆円、受取配当金の益金不算入が1兆円で、この三つを合わせても4.2兆円です。そうすると、当然ながら、他の税目も視野に入れなくては行けないのではないかと思います。以上が意見です。

次に、お願いがあります。例えば、欠損金の繰越控除について、80パーセントの制限がかかっている部分、あるいは100パーセント認められている中小等の比率、金額がどのくらいであるのか、また、租税特別措置も、研究開発税制が幾らであるのか、中小企業投資促進税制が幾らであるのか等々、主要なものについても最近のデータに基づいて資料を御提示いただければと思います。

また、受取配当金の益金不算入も、いわゆるグループ法人税制適用のもの、あるいは関係法人株式、その他のものと、実務家の視点で言えばこれらは分けて計算しますので、この分類が適切かどうかも踏まえて議論しなければなりません。より詳細な内訳等がありましたら御準備いただければと思います。

○中里会長

森特別委員、どうぞ。

○森特別委員

鹿児島からせっかく出てきましたので、一言、地方公共団体の代表という立場でお話をさせていただきたいと思います。

先ほどは国の財政状況等の厳しさについて説明がありましたが、地方も全く同様で、その中で、住民からの要望は、社会保障関係経費など、また、地域に特有の様々な御要望があり、また、地方自治体は、地域の発展や、魅力を高めるための様々な事業を進めています。そういった中で、財源確保は大変重要なもので、特に税収が様々な事業を進めるための大きな財源となっています。そのような意味で、地方法人課税の役割は引き続き重要であると思ひまして、国、地方を通じて法人関係税収のうちの地方法人2税を加えて、また、法人税の地方交付税原資分を含めると、全体の約6割が地方分であって、単なる法人実効税率の引下げでは、地方財政にとって大きな影響を与えることとなりますので、そういった意味では、これからの地方の安定的な財源確保という観点について、十分勘案して検討していただければと思います。

○中里会長

よろしいでしょうか。活発な御議論、本当にありがとうございます。

予定の時間をオーバーしていますが、新浪特別委員から意見書が提出されていますので、またお読みいただけたらと思います。

それでは、次の議題に入りたいと思います。「法人課税DGの開催について」ですが、

一枚紙を御覧ください。前回、それから、本日、法人課税について、様々な議論を行い、皆様から本当に様々な御意見、御提案をいただきました。事務方からも御説明いただいたとおり、法人課税については、安倍総理から、先日の国会において、政府税制調査会において、専門的観点から検討を開始したい旨の御発言を頂戴しているところです。こうした状況を踏まえて、この税制調査会に法人課税DGを立ち上げてはどうかと考えています。

先ほどの配付資料を御覧いただきたいのですが、この法人課税DGは、これまで開催している国際課税DGやマイナンバー・税務執行DGと基本的に同様の運営を行いたいと考えています。三つのディスカッショングループが並列的に動くということです。想定される論点としては、これは安倍総理の国会の答弁にあったとおり、法人実効税率のあり方、課税ベースのあり方、政策効果の検証、他税目との関係などがあると思います。他にも、本日、林特別委員が言われた産業政策、企業行動のような企業経済学的なことなど、他にも様々な議論があるかと思いますが、そういったものを幅広く扱って、その中で、重要なものをその都度取り上げていくという形にしたいと思います。

法人課税DGへの参加については、今までの二つのディスカッショングループと同じように、皆様の御希望に沿った形にできるようにしたいと思いますので、御希望をお寄せください。今のようなことで皆様の御賛同をいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、今後は、別添の法人課税DGの開催案に基づいて運営、開催をしてまいりたいと思います。

また、座長の人選につきましては、私に御一任いただけるでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○中里会長

それでは、法人課税DGの座長は大田弘子委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

法人課税DGの今後の開催日程については、事務局から早急に皆様に連絡を差し上げたいと思います。今後の税調においても、皆様から今日のような活発な御意見を頂戴できればと思っていますので、よろしく申し上げます。

それでは、法人課税DGの開催について御了解をいただき、これで三つのディスカッショングループが並列することになりますが、今後の議論次第では、これらのディスカッショングループの間で密接に関連するテーマが出てくる場合もあるかと思っています。マイナンバーの話と国際課税の話と法人課税の話、これは共通する部分があります。それで、この三つのディスカッショングループでカバーできない、しかし共通

するテーマについて、どのように議論していくのかという問題が当然出てくるということです。こうした議題について、総会の議論を充実したものとするために、例えば、総会の下に、より機動的に、少人数で開催できる基礎問題小委員会のようなものを設けて、論点整理やたたき台となる議論を行った上で、それを総会で議論するといったことも一つの考え方としてあり得ると思います。そうした方法も含めて、私の方で今後の進め方について考えさせていただいた上で、改めて皆様に御相談させていただければと思いますので、御意見等ありましたら、お寄せください。

本日はこれで終了とします。ありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性あることをご承知おきください。